

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	精神障害者保健福祉手帳交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、精神障害者保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付事務								
②事務の概要	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号、以下「法」という。)に基づき、対象者に精神障害者保健福祉手帳を交付する。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。</p> <p>①法第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳(以下、「精神保健福祉手帳」という。)の交付の申請の受理、その申請に係わる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。 ②法第45条の2第1項又は第3項の精神保健福祉手帳の返還に関する事務。 ③法施行令第7条第1項の精神保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務。 ④法施行令第7条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係わる事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 ⑤法施行令第9条の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係わる事実についての審査又は申請に対する応答に関する事務。 ⑥法施行令第10条第1項の精神保健福祉手帳の再交付に関する事務。 ⑦行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第8号 別表第二に規定する情報提供及び情報照会。</p>								
③システムの名称	①障害福祉システム ②共通基盤システム(庁内連携システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤住民基本台帳ネットワークシステム								
2. 特定個人情報ファイル名									
精神障害者保健福祉手帳交付情報ファイル									
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一の第14の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条 								
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携									
①実施の有無	[実施する] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: right;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1) 実施する</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2) 実施しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3) 未定</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 実施する		2) 実施しない		3) 未定	
<選択肢>									
1) 実施する									
2) 実施しない									
3) 未定									
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第10・14・16・16の2・20・27・28・31・53・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116の項 番号法第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条・11条・12条・14条・20条・21条・22条・28条・29条・30条・31条・42条・43条の4・53条・55条・59条の2の2 2. 情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第25の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 								
5. 評価実施機関における担当部署									
①部署	福祉部 障害福祉課								
②所属長の役職名	障害福祉課長								
6. 他の評価実施機関									

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 障害福祉課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階) 電話:06-6858-2805)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第16・27・28・31・54・55・56の2・57・79・106・116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12・20・21・22・28・29・30・31・42・53条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第8・10・14・16・20・27・28・31・53・54・55・56の2・57・79・85の2・106・116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7・9・11・12・14・20・21・22・27・28・29・30・31・42・53・55条	事前	
平成28年6月14日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月14日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第8・10・14・16・20・27・28・31・53・54・55・56の2・57・79・85の2・106・116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7・9・11・12・14・20・21・22・27・28・29・30・31・42・53・55条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第10・14・16・20・27・28・31・53・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条・11条・12条・14条・20条・21条・22条・27条・28条・29条・30条・31条・42条・43条の4・53条・55条・59条の2	事前	
平成29年6月30日	I-7 請求先	06-6858-2653	電話:06-6858-2054	事後	
平成29年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-① 部署	健康福祉部 障害福祉課	福祉部 障害福祉課	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	垂水 剛	障害福祉課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	事後	
令和1年6月28日	I-7 連絡先	健康福祉部 障害福祉課	福祉部 障害福祉課	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	
令和2年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第10・14・16・20・27・28・31・53・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条・11条・12条・14条・20条・21条・22条・27条・28条・29条・30条・31条・42条・43条の4・53条・55条・59条の2	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第10・14・16・16の2・20・27・28・31・53・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条・11条・12条・12条の2・14条・20条・21条・22条・27条・28条・29条・30条・31条・42条・43条の4・53条・55条・59条の2	事前	
令和2年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第10・14・16・16の2・20・27・28・31・53・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条・11条・12条・12条の2・14条・20条・21条・22条・27条・28条・29条・30条・31条・42条・43条の4・53条・55条・59条の2	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第10・14・16・16の2・20・27・28・31・53・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条・11条・12条・12条の2・14条・20条・21条・22条・27条・28条・29条・30条・31条・42条・43条の4・53条・55条・59条の2の2	事後	
令和3年6月30日	I-8 問い合わせ先	06-6858-2746	06-6858-2805	事後	
令和3年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	IV 8. 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事前	
令和3年12月24日	I-1-② 事務の概要	⑦行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7項 別表第二に規定する情報提供及び情報照会。	⑦行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第8号 別表第二に規定する情報提供及び情報照会。	事後	
令和3年12月24日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第10・14・16・16の2・20・27・28・31・53・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条・11条・12条・12条の2・14条・20条・21条・22条・27条・28条・29条・30条・31条・42条・43条の4・53条・55条・59条の2の2 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第25の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第10・14・16・20・27・28・31・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条・11条・12条・14条・20条・21条・22条・28条・29条・30条・31条・42条・43条の4・53条・55条・59条の2の2 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第25の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条	事後	
令和4年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第10・14・16・16の2・20・27・28・31・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条・11条・12条・12条の2・14条・20条・21条・22条・27条・28条・29条・30条・31条・42条・43条の4・53条・55条・59条の2の2	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第10・14・16・16の2・20・27・28・31・53・54・55・56の2・57・79・85の2・106・108・116の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条・11条・12条・14条・20条・21条・22条・28条・29条・30条・31条・42条・43条の4・53条・55条・59条の2の2	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	